

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第44回理事会

平成12年2月

第 4 4 回臨時理事会次第

平成12年2月1日(火)
午後6時00分～9時00分
四谷・スクワール麴町5階

(冒頭挨拶)

登 誠一郎 前内閣外政審議室長
横 田 邦 彦 外務省アジア局長

(理事会次第)

1. 定足数の報告

2. 議事録署名人選出

3. 報 告 事 項

- (1) 12年度国庫補助金の内示について
- (2) 省庁再編と基金について
- (3) 募金の現況等について

4. 議 題

理事長選任について

5. そ の 他

事務局からの報告

次回の理事会日程等

平成11年12月20日

総理府外政審議室

平成12年度女性アジア平和友好活動事業費等補助金の概要

(単位：千円)

事 項	前 年 度 予 算 額	平成12年度 予 算 額	対前年度比較 増 減 額	備 考
I 運営経費	117,771	109,317	-8,454	人件費一人分減
1 一般事務費	99,337	90,883	-8,454	
2 運営審議会等経費	3,603	3,603	0	
3 民間支援会職関連 事務費	1,351	1,351	0	
4 海外事情調査費	13,480	13,480	0	
II 女性尊厳事業費	220,110	220,309	199	謝金等の単価ア ップ
1 啓発事業費	148,767	148,836	69	
① 一般啓発事業経費	121,330	121,330	0	
② Q & A作成事業経費	11,655	11,662	7	
③ 地方対策会議事業経 費	15,782	15,844	62	
2 事前防止事業費	55,958	56,087	129	
① NGO広報活動支援 事業経費	24,675	24,677	2	
② 国際会議事業経費	15,661	15,687	26	
③ 調査研究事業経費	15,622	15,723	101	
3 被害者救済活動事業費	15,385	15,386	1	
① 総合相談センター事 業経費	9,015	9,015	0	
② メンタルケア技術開 発事業経費	6,370	6,371	1	
合計	337,881	329,626	-8,255	

平成11年12月20日

総理府外政審議室

平成12年度女性アジア平和友好活動事業費等補助金の概要

(単位：千円)

事 項	平成12年度 予 算 額	平成11年度	
		総理府分 4月～12月	外務省分 1月～3月
I 運営経費	109,317	88,506	20,811
1 一般事務費	90,883	74,604	16,279
2 運営審議会等経費	3,603	2,702	901
3 民間支援会議関連 事務費	1,351	1,089	262
4 海外事情調査費	13,480	10,111	3,369
II 女性尊厳事業費	220,309	183,653	36,656
1 啓発事業費	148,836	116,227	32,609
① 一般啓発事業経費	121,330	102,078	19,252
② Q & A作成事業経費	11,662	947	10,715
③ 地方対策会議事業経 費	15,844	13,202	2,642
2 事前防止事業費	56,087	56,087	0
① NGO広報活動支援 事業経費	24,677	24,677	0
② 国際会議事業経費	15,687	15,687	0
③ 調査研究事業経費	15,723	15,723	0
3 被害者救済活動事業費	15,386	11,339	4,047
① 総合相談センター事 業経費	9,015	7,154	1,861
② メンタルケア技術開 発事業経費	6,371	4,185	2,186
合計	329,626	272,159	57,467

寄附金収支調べ

2000/1/28現在
(単位：円)

年 月	銀行口座			郵便振替 (B)	収入合計 (A+B)=(C)	支出 (D)	差引預貯金 残額
	当期収入	利息収入	合計 (A)				
前年度末累計	440,766,664	2,093,907	442,860,571	2,346,981	445,207,552	234,027,950	211,179,602
4/2口座間組替	2,346,981		2,346,981	△ 2,346,981	(郵便貯金残高を銀行預金に組替え)		
再 計	443,113,645	2,093,907	445,207,552	0	445,207,552	234,027,950	211,179,602
平成11 4	13,000	188,738	201,738	209,475	411,213	14,000,000	197,590,815
5	25,000	0	25,000	50,063	75,063	4,000,000	193,665,878
6	3,000	0	3,000	139,145	142,145	4,000,000	189,808,023
7	16,527	0	16,527	67,410	83,937	10,000,000	179,891,960
8	3,000	30,010	33,010	52,045	85,055	10,001,200	169,975,815
9	3,000	0	3,000	40,130	43,130	0	170,018,945
10	3,000	0	3,000	168,191	171,191	18,000,000	152,190,136
11	3,000	0	3,000	86,005	89,005	2,000,000	150,279,141
12	43,996	0	43,996	302,589	346,585	16,000,000	134,625,726
平成12 1	3,000	0	3,000	23,744	26,744	6,000,000	128,652,470
2							
3							
当期計	116,523	218,748	335,271	1,138,797	1,474,068	84,001,200	△ 82,527,132
当期末累計	443,230,168	2,312,655	445,542,823	1,138,797	446,681,620	318,029,150	128,652,470

通常理事会の予定(案)

議 題	予 定 日	時 間
12年度 事業計画及び予算(案)について	3月23日又は24日	時から
11年度 事業報告及び収支決算について	6月 6日又は 7日	時から

戦後補償実現！FAX速報 No.282 99.12.18.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆ドイツ強制労働補償基金(総額100億マルク)設立に合意。ドイツ政府も半額負担へ

12月17日シュレーダー独首相はベルリンで記者会見し、第2次大戦中のナチス政権下で強制労働に従事させられた被害者への補償基金創設のためドイツ政府が50億マルク、ドイツ企業側が50億マルクずつ出資し、総額100億マルク(=約5400億円)とすることで合意したと発表した。補償対象者は80万~230万人とされ、ほとんどがユダヤ人以外の中・東欧の被害者。強制収容所で「奴隷労働」させられた被害者には1人1万5千マルク(約82万5千円)、占領地から連行され強制労働させられた被害者には1人5千~6千マルク(約27万5千~33万円)を支払う予定。ダイムラークライスラー、フォルクスワーゲン、シーメンス、バイエル、ドイツ銀行、アリアンツなど独主要企業60社がすでに参加を表明しているほか、在米子会社も別途共同基金を設立し、補償額を上乗せする。代わりにドイツ企業を相手取った一連の集団訴訟は取り下げられ、企業側は今後損害賠償請求を免れる見通し。独政府は基金設立のための法案を年明けにも連邦議会(下院)に提出し、財源を確保する予定。記者会見に先立ち、独政府のラムスドルフ強制労働問題担当官(元経済相)がフィッシャー外相や企業代表とともにオルブライト米國務長官、被害者団体代表と会談し、基金設立を伝えた。シュレーダー首相は「ナチスによる被害が完全に癒されたわけではないが、軽くすることに貢献できた」と述べた。また一連の交渉を側面から支援したクリントン米大統領は「正義を達成して今世紀を閉じることができる」との歓迎声明を15日発表している。認定や支給方法などの詳細は今後の課題。(12/15~18各紙から)

◆米国で日本企業相手の提訴あいつぐ。ハッチ上院議員も対日交渉を要求

8日米ユタ州在住のハロルド・プールさん(80)ら元米軍兵士11人と元兵士の遺族らが、新日鉄と石原産業などを相手取り、損害賠償などを求める3件の訴訟をロサンゼルスとサンフランシスコの上級裁判所に起こした。プールさんらは第2次大戦中にフィリピンで捕らえられて日本に連行され、過酷な条件の下、製鉄所や工場で労働に従事させられ、拷問を受けたという。記者会見には共和党大統領候補のハッチ上院議員(上院司法委員長)も同席し、強制労働の調査をすると語った。同議員は6日付でオルブライト國務長官に書簡を送り、日本政府と賠償交渉を行うよう要求している。また8日にはオーストラリア、イギリス、ニュージーランド、オランダの元兵士ら7人も日本企業に賠償を求める集団訴訟を、ロサンゼルス郡の上級裁判所に起こした。三井物産、三井鉱山、三菱商事、三菱マテリアル、三菱重工、新日本製鉄と米国での現地法人が相手で、日本の銀行も近く被告に追加する予定。元豪兵ら6人は、インドシナやシンガポール、ビルマなどで鉄道建設などの過酷な奴隷的労働を強いられ、別の1人は兵士ではなかったが、捕虜同然の扱いをされたとして原告に加わった。いずれも真珠湾攻撃の日(米国では7日)に合わせた提訴。原告は米国籍以外、捕虜以外にも広がりつつある。原告側弁護士らは在ロサンゼルス日本総領

事館に調査と情報公開について日本政府も協力するよう申し入れた。(12/8NIK・共同・朝日)

◆中国・731部隊細菌戦被害者72人が第2次提訴

731部隊の細菌戦の被害を受けた中国・浙江省と湖南省の被害者72人が日本政府に謝罪と1人1千万円の賠償を求めて9日東京地裁に提訴した。97年8月に提訴した第1次108人につぐ第2次の提訴で、原告は合計180人に。42年にコレラ感染で当時6歳の妹と2歳の弟を亡くした鄭科位さん(65歳、浙江省)とペスト感染で祖父と2人の弟を失った張礼忠さんが原告を代表して来日、訴えを行った。(12/9共同・時事・朝日・毎日)

◆在日の元軍人・軍属、「慰安婦」補償など次期通常国会で議員立法に向けた動き

15日に閉幕した臨時国会では戦後補償実現に向けての大きな進展はなかったが、1月中旬開会予定の次期通常国会に向けて各党で補償立法の準備が進んでいる。在日の元軍人・軍属への戦後補償問題を検討している自民党政務調査会の対策チーム(虎島和夫座長)は10日恩給や年金の支給対象から排除されてきた旧植民地出身の元軍人・軍属に何らかの対応を取るべきとの見解をまとめた。一時金の支給対象は在日韓国人だけでなく北朝鮮、台湾出身者も含め、2000年中の支給をめざし、次期通常国会に特別法案を議員立法で提案する方針で、支給額の検討に入っている。一方、民主党の戦後処理問題プロジェクトチーム(本岡昭次座長)も10日の会合で在日韓国・朝鮮人の元軍人・軍属と元「慰安婦」への補償法案をそれぞれ議員立法で次期通常国会に提出することを決め、具体化の作業に入った。(12/10・11・12朝日、12/10毎日)

◆12/10-12「戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム」開催

日本の戦争犯罪と戦後補償をグローバルな視点から考えようと10日から12日まで東京で「戦争犯罪と戦後補償を考える国際市民フォーラム」(実行委員長=土屋公献弁護士)が開催された。ユダヤ人会議代表のマルク・ワイントラウプ弁護士、独議会スタッフのギンター・ザートホフさん、マイク・ホンダ米カリフォルニア州下院議員、バリー・フィッシャー米弁護士、柴維木中国社会科学近代史研究所教授、ユアヒム・タム米マカレスター大学教授、金泳錫韓国慶北大学教授、南京や細菌戦被害者、米元POWで日本企業相手の訴訟の原告レスター・テニー教授らが来日して報告・発言、日本側からも藤原彰、西川重則、田中宏、石田雄、姜尚中、新美隆、高木喜孝、金敬得、野田正彰、本島等、坂本義和さんらが加わって報告と意見交換を行った。参加者は海外9ヶ国からの80人を含め、のべ1200人。12日に東京宣言を採択した。なお、実行委員会では同フォーラムの資料集を希望者に頒布中。1部700円(郵送料込千円)、FAX03-3237-0287まで。一方、このフォーラムに対してSAPIOや産経新聞が特集を組んで批判キャンペーンを展開、会場には連日右翼の街宣車が押し寄せたほか、「敵なき反日攻撃と日米分断を憂慮する国民委員会」(代表呼びかけ人=加瀬英明ほか)と自由主義史観研究会(代表=藤岡信勝)から公開質問状が寄せられ、15日には自由主義史観研究会の緊急抗議集会も開催された。(12/10-13各紙から)

【裁判情報】●12月20日(月)10:00 フィリピン「慰安婦」控訴審第4回公判、東京高裁812号(10:30報告集会/弁護士会館10F)、13:30 韓国・朝鮮人BC級戦犯訴訟判決、最高裁第1小法廷(12:55傍聴抽選、14:30記者会見、15:00報告集会/参議院会館第4会議室)

【お詫び】上記国際市民フォーラム準備のため多忙を極め、約2ヶ月休刊してしまいました。各方面にご迷惑をおかけしたことを深くお詫びします。今号以降は定期の発行体制に戻り、前納いただいている定期受信料は自動的に2ヶ月分延長の扱いを取ります。編集部

戦後補償実現！ F A X 速報 No. 283 99. 12. 31.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 4-5-16-301

■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217

■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆韓国・朝鮮人元BC級戦犯国家補償請求訴訟、最高裁が請求棄却。立法解決を示唆

12月20日最高裁第1小法廷(小野幹雄裁判長)は、第二次大戦中に旧日本軍の捕虜収容所監視員を務めたため、戦後の軍事法廷で死刑や拘禁刑とされた韓国・朝鮮人の元BC級戦犯と遺族が、「日本の戦争責任を肩代わりさせられた」として、国を相手取って原告一人につき200万円、計1400万円の補償と謝罪を求めた訴訟の上告を棄却した。判決は、「損害の深刻さを考慮すると、これに対する補償を可能とする立法措置が講じられていないことに不満を抱く心情は理解できないものではないが、立法を待たずに国家補償を請求できるという条理はいまだ存在しない」とする一方、「原告らの損害に対する補償の在り方については、国家財政、社会経済、損害の内容などに基づく立法府の裁量的判断にゆだねられている」と述べ、元戦犯らに補償を行うかどうかは、国会が判断すべきこととの見解を示した。韓国・朝鮮人による一連の「戦後補償裁判」での最高裁判決は初めてで、91年11月提訴以来8年にわたった法廷での長い闘いが終わった。原告の李鶴来(イ・ハク)さん(74)ら元戦犯・遺族と弁護団は記者会見を行い、判決を強く批判するとともに補償立法を求める声明を発表した。(※判決文・声明は支える会のHP：www.ne.jp/asahi/nadja/bc/で読める。) (12/21朝日、毎日、読売、東京ほか)

◆光州千人訴訟、金成壽さん行政処分取消訴訟も東京高裁で請求棄却

21日東京高裁(奥山興悦裁判長)は、日本の植民地支配下で軍人・軍属、労働者として強制徴用されたのは憲法違反だとして、韓国・光州市周辺に住む元軍人・軍属と遺族ら約190人が日本政府に公式謝罪と賠償を求めた「光州千人訴訟」(原告代表=李金洙さん)で、請求を棄却した一審判決を支持し、原告側の控訴を棄却した。判決は「国の戦後補償立法に国籍要件が設けられ、朝鮮半島出身の軍人・軍属らが除外されたことには合理的根拠があり、憲法違反とはいえない。立法機関が是正する措置を取るべき義務があるとはいえない」と述べた。被害事実を認定し、請求は棄却したものの「補償措置の検討が望まれる」と国会に立法制定を求めた98年12月の一審の東京地裁判決(※本紙248号参照)より後退した内容。(12/22朝日)

27日東京高裁(伊藤登子裁判長)は第2次大戦中に日本軍に志願し、負傷しながら韓国籍を理由に疾病恩給の支給を受けられないのは不当と総務庁恩給局長を相手に不支給処分取消を求めた金成壽(キム・ウソ)さん(75)の訴訟の控訴審判決を言い渡し、「国籍条項には合理的理由がある」と述べ、請求を棄却した一審東京地裁判決(※本紙230号参照)を支持し、原告側の控訴を棄却した。判決は当初5月に予定されていたが、同月大阪高裁が姜富中さんの処分取消訴訟で和解を勧告したことなどから、一時判決が延期され、結果が注目されていたが(※本紙266・267号参照)、立法を促す付言などはなかった。今年も原告敗訴が続き、改めて日本での戦後補償裁判の難しさが印象付けられた。(12/27各紙・夕刊)

◆花岡控訴審和解交渉に中国紅十字会も参加へ

花岡事件の控訴審は、9月に東京高裁から和解が勧告され、現在原告側と被告鹿島建設との間で和解交渉が行われているが、交渉に中国紅十字会が参加することが16日明らかになった。原告11人だけでなく、千人にのぼる生存者・遺族全員との和解をめざす交渉に中国紅十字会の参加が求められ、これに中国側が応じたもの。日本での訴訟の和解交渉に外国の公的機関が参加するのは異例で、成り行きが注目される。(12/17NHK、朝日)

◆「国民基金」が台湾の新聞に4度目の広告。台湾政府は再び不快感表明

「女性のためのアジア平和国民基金」(「国民基金」)は21日付の台湾各紙に、台湾の元「慰安婦」に「償い金」200万円の受け取りを呼びかける広告を掲載した。台湾での新聞広告は今回で4回目で、7月の元「慰安婦」による補償請求裁判提訴後は初めて。台湾政府・外交部は22日「日本政府は国家として正式に謝罪し、国家賠償して円満に解決すべきだ」とする立場を重ねて表明し、不快感を示した。広告は「“慰撫金”(「償い金」)は日本国民の寄付金で、日本政府の賠償を意味しない。すでに韓国、フィリピンなどで140人以上が受け取った」と説明し、申請を促している。広告を見た元「慰安婦」からは「またこんな広告が出た。対策を考えるべきだ」との声が上がっているという。(12/21朝日ニュース速報)

◆【続報】在日の元軍人・軍属への戦後補償、「慰安婦」への謝罪議員立法に向けた動き

自民党内閣部会は20日、旧日本軍の軍人・軍属として死亡したり、障害を負った在日外国人への戦後補償問題で、同党検討チーム(虎島和夫座長)がまとめた一時金支給に関する特別立法の試案を了承した。試案は「関係者の高齢化が進展している状況にかんがみ、人道的観点から弔意の意を表すための措置を政治的に講じることが求められている」と指摘。支給対象は「サンフランシスコ平和条約により国籍を離脱した者であって、日本国内に永住している者」で、国籍を問わない。在日韓国人、朝鮮籍の在日朝鮮人と台湾の出身者で現行の恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法(日本人のみが対象)の対象となりうる在日外国人元軍人・軍属の戦没者遺族(3親等以内)と重度戦傷病者を想定している。支給額は、87年に台湾の旧日本軍人・軍属を対象に一律200万円を支給した特別立法に「準じる」とし、最終的には経済・社会環境の変化などを加味して判断する方針。年明けにも自自公の3党協議を行い、次期通常国会への提案をめざしてさらに検討する予定。一時金だけで決着させようとの動きには被害者を中心に反対の声が強い。(12/20共同、21朝日)

一方、民主党も元「慰安婦」に対する国の謝罪表明と名誉回復措置の実現をめざした政策要綱を24日発表した。要綱は、政府の責任をより明確化することで「慰安婦」問題の解決を促進することが目的で、政府が「戦時性的強制被害者」に「金銭の支給」を含む名誉回復措置を取るよう義務付け、問題解決のため首相を長とした協議機関を総理府に設置し、関係国とも協議しながら基本方針を策定、調査や事業の結果などを毎年国会に報告することなどを規定している。同要綱を基に法案を作成し、他党にも共同提案を呼びかけて、議員立法で次期通常国会へ提出する予定。(12/24共同・NHK、25朝日)

【編集部から】①恒例の“読者と編集部が選ぶ戦後補償実現99年10大ニュース”を募集します。FAXで編集部あてお送り下さい。(締切=1月6日)②今年10~12月国際会議などの影響で長期にわたり休刊しましたことを重ねてお詫びします。前号でも案内のとおり、定期受信者には受信料を2ヶ月分延長する措置を取りました。今年1年、編集部情報提供などご協力いただいた各位と読者の皆様に感謝申し上げます。よい年をお迎え下さい。

戦後補償実現！FAX速報 No.284 00.1.8.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆日系人強制収容被害者ら再び米政府に補償求め提訴

1月6日米国ロサンゼルスのカリフォルニア中央地区連邦地裁に日本人と日系人計6人が第2次大戦中に強制連行・収容された問題で米政府に補償を求める訴訟を起こした。米政府は1988年制定の市民自由法で日系米国人に謝罪し、1人2万ドルを、99年1月には中南米から連行された被害者にも謝罪と1人5千ドルの補償を行い最終決着を図ったが、補償を受けられなかった人と補償内容に不満を持つ人が今回提訴した。カリフォルニア在住のケイ・サダオ・カトウさん(91)は、就業ビザで米国滞在中に強制収容されたが、当時米国籍を持っていなかったことを理由に昨年4月に申請を却下された。ジュエーン・ナツエ・ヤノさん(52)は47年1月にテキサス州の収容所で生まれ、8ヶ月間家族とともに抑留されたが、補償対象は46年6月30日以前に収容されていた者とする米政府の方針で補償を受けられなかった。またペルーから強制連行され、捕虜交換で日本に送還された小倉静江さんら一家4人(三重・沖縄県在住)は昨年の和解の際の補償金が5千ドルで、日系米国人への補償額と比べて不公平として提訴に加わった。(1/7 読売・毎日ニュース速報)

◆「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」年次報告書で日本の「慰安婦」問題への対応批判

国際的な人権NGOの「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」(本部=ニューヨーク)は12月に発表した世界の人権問題についての年次報告書の中で日本の「慰安婦」問題について「98年の金大中韓国大統領来日時小渕首相が反省を述べたにもかかわらず、日本政府は政策を変更していない」と批判した。(12/10共同)

◆小渕首相訪比時に死亡したフィリピン元「慰安婦」への暴行事件を人権委員会が審理へ

昨年11月28日ASEAN拡大首脳会議出席のためフィリピンを訪れた小渕首相に、元「慰安婦」らが公式謝罪と補償を求めて国際会議場で直接訴えようとし、警官隊に阻止・強制排除された際、被害者の一人ルシア・アルバレスさん(74)が倒れて、亡くなった事件で、被害者団体のリラ・ピリピーナはケソン市の人権委員会に訴えを起こし、人権委員会で審理が始まった。デモの規制に当たっていた警官3人に対する聴聞が6日に予定されていたが、警察側が欠席したため延期となり、約20人の集会参加者は人権委員会の建物前で抗議集会を開いた。(1/7 マニラ新聞)

◆日弁連人権委調査団インドネシアを訪問、元「慰安婦」のヒアリングと調査を実施

96年に6人のインドネシアの元「慰安婦」から人権救済の申し立てを受け、審理中の日本弁護士連合会は、12月24・25日現地ジョクジャカルタに人権委員会の調査団(床井茂彦護士ら4人)を送り、亡くなった1人を除く5人の被害者からのヒアリングと調査を行った。調査結果にもとづき、報告が今年中頃までに発表される見込み。(1/17 アテンポスト)

■<案内>日本軍「慰安婦」・強制連行国連NGO連絡会

1月14日(木)19:00、戦後補償ネット事務所で、連絡先=F03-3237-0217, F03-3237-0287

■<案内>「ナヌムの家」特製2000年カレンダー

韓国人僧侶が描いた版画のカレンダー（日本語版）、1部500円、送料210円。売上は「ナヌムの家」、日本軍「慰安婦」歴史館の運営費や中国在住の韓国人元「慰安婦」への支援金に。申込先：gummo@l.u-tokyo.ac.jp、F03-3237-0287。

■<資料紹介>10-2 緊急シンポジウムの記録と資料「被害者が生きているうちに！」

昨年10月2日東京で開かれた緊急シンポジウム「被害者が生きているうちに！戦後補償・日韓の課題と解決をめざして」の全記録と資料集。韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会、挺身隊問題対策協議会、シベリア朝風会の代表、金敬得、土屋公献、崔鳳泰、張完翼弁護士、広瀬善男明治学院大学名誉教授らの発言などを収録。1冊800円、送料240円。申込先：戦後補償の実現を！日韓市民連帯共同委員会 F03-3234-1006

■<資料紹介>「在日の旧植民地出身者に戦後補償を」

石成基・陳石一さん東京高裁判決(98.9)、姜富中さん大阪高裁判決(99.10.15)や関連記事、政府・国会の動き、有識者の声明(99.11)&提案、ほか資料を収録。1冊千円、送料240円。申込先：在日の戦後補償を求める会 F044-287-2045

【裁判情報】3月までの主な戦後補償裁判の予定は以下のとおり。

- 1月13日(木) 13:00、劉連仁さん強制連行訴訟第16回公判、東京地裁626号
- 1月20日(木) 10:30、中国遺棄毒ガス・砲弾第2次訴訟第6回公判、東京地裁709号
- 1月24日(月) 三菱広島控訴審、広島高裁
- 1月25日(火) 10:00、台湾「慰安婦」第2回公判、東京地裁627号
- 1月27日(木) 東京麻糸・判決、静岡地裁
- 1月31日(月) 13:30、韓国太平洋戦争犠牲者遺族会裁判結審、東京地裁713号
16:00、中国遺棄毒ガス・砲弾第1次訴訟第16回公判、東京地裁703号
- 2月3日(木) 11:00、山西省性暴力被害者第3回公判、東京地裁
- 2月9日(水) 名古屋三菱、名古屋地裁
- 2月15日(火) 江原道遺族訴訟控訴審、東京高裁
- 2月17日(木) 15:30、宋神道さん控訴審第1回公判、東京地裁813号
- 2月22日(火) 11:00、オランダ POW 訴訟控訴審第4回公判、東京高裁
10:30、中国「慰安婦」第16回公判、東京地裁103号
- 2月24日(木) 13:30、金成壽さん国賠控訴審、東京高裁810号
- 2月25日(金) 14:00、平頂山事件訴訟第13回公判、東京地裁103号
14:00、関釜裁判控訴審第5回公判、広島高裁
- 3月3日(金) 14:00、中国「慰安婦」第2次訴訟第14回公判、東京地裁709号
15:30、李秀英さん名誉毀損裁判、東京地裁
- 3月6日(月) 10:00、フィリピン「慰安婦」控訴審第5回、東京高裁
- 3月7日(火) 13:15、日鉄大阪裁判第10回公判、大阪地裁202号
- 3月7日(火) 西松建設、広島地裁
- 3月10日(金) 10:00、中国強制連行第2次訴訟第6回公判、東京地裁706号
- 3月23日(木) 10:30、中国遺棄毒ガス・砲弾第2次訴訟第7回公判、東京地裁709号

【編集部から】集会などの案内情報掲載希望者は、日時・場所・連絡先を明記して FAX03-3237-0287 あて早めにお送り下さい。資料の場合は現物を1部お送り下さい。

戦後補償実現！FAX速報 No.285 00.1.18.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301

■FAX:03(3237)0287 ■TEL:03(3237)0217

■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」

■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通)071-0151945 同 ■E-mail:cfertyo@aol.com

◆香港立法会(議会)が対日謝罪賠償要求決議を全会一致で可決

1月12日香港の議会にあたる香港立法会は民主党(野党)副主席の何俊仁議員らが提案した日本政府に第2次大戦中の侵略と戦争犯罪について謝罪と賠償を求める決議を、親中国派の民建連議員を含む出席議員の全会一致で可決した。決議は、侵略戦争および南京大虐殺、731部隊、「慰安婦」、強制労働、軍票などの被害者への謝罪と賠償、全資料の公開、歴史教育の徹底、釣魚台(尖閣)列島の返還などを求めるとともに、中国政府と香港行政区政府に民族教育の強化と香港に抗日戦争記念館建設、被害者の賠償要求への支持を要請している。討議の中で、李銘柱民主党主席、何世柱自由党議員らが超党派で戦争体験を語り、決議への支持を訴えた。提案者の何議員は12月に東京で開かれた国際市民フォーラムの参加者。これに対し、香港行政区の藍鴻震民生事務局長は「賠償問題などの外交問題は中央政府の管轄であり、香港特別行政府はこの決議に拘束されない」と強調。14日在香港日本総領事館も高橋周平総領事代理名で立法会議員に書簡を送り、懸念を表明、賠償問題はサンフランシスコ平和条約などで解決済みとの従来の見解を繰り返した。(1/13 共同・毎日、14 東京、15 毎日・夕刊)

◆英内務省、健康問題でピノチェト元チリ大統領を釈放へ

98年10月に滞在先のロンドンで軍事政権下での大量虐殺などに対する「人道に対する罪」でスペイン司法当局からの請求で英当局によって逮捕され、昨年10月にロンドン治安裁判所がスペインへの引渡しを決定(本紙281号既報)していたピノチェト元チリ大統領に対し、英内務省は4人の医師に精密検査を依頼していたが、11日元大統領は「法廷審理に耐えられない」とする診断結果を発表、釈放する意向を表明した。これに対し、被害者の遺族や原告側弁護士、人権団体などが反発、一斉に英内務省を批判した。スペイン国家法院のガルソン予審判事は再診断を求める英内相あての要請書をスペイン政府に提出。仏パリ検察庁のルロール予審判事も仏外相に書簡を送り、元大統領の尋問が可能になるよう介入を要請した。しかし、英内務省の方針は変わらないと見られ、元大統領は近く帰国するもよう。16日ラゴス新大統領を選出したチリ本国での訴追も困難と見られている。(12/12~各紙)

◆米国で広がる日本企業相手の訴訟に外務省危機感表明。産経新聞も対抗策提言

昨年8月以降、カリフォルニア州を中心に強制労働に関係した日本企業相手の裁判が広がっている動きに関して、斉藤恵彦前駐米大使は17日都内で開かれた講演会で深刻な懸念を表明。一連の動きが「ザ・レイブ・オブ・ナンキン」やユダヤ人団体のキャンペーンによるもので、日本が「謝罪していない、補償していないというのは事実と反し、きちんとした反論が必要」と述べるとともに駐米大使が米国の法廷に喚問される可能性も指摘し、憂慮を表明した。他方、川島裕外務次官も同日の記者会見で、「サンフランシスコ条約で戦時中の請求権は互いに放棄しており、訴訟が法的に成立するはずはない」と述べ、問題は

解決済みと強調した。(1/17 共同、18 朝日) 産経新聞は 11 日夕刊でドイツの動きを伝え、13 日朝刊 1 面トップで米国の動きを大きく紹介、14 日朝刊社説で企業に 1 社のみで妥協せず、統一弁護団を組織し、国の支援を受けて国全体で対応するよう提言。共同は 12 日配信記事(ベルリン支局発)でドイツ、米国の動きを伝え、「国家主権などを盾に“サンフランシスコ条約などで解決済み”(日本外務省)とする論拠は確実に揺らいでいる」と結んでいる。

◆通常国会 20 日召集。立法へ向けて各団体活発な動きめざす

第 147 通常国会が 20 日召集される。会期は 6 月 17 日までの 150 日間。解散・総選挙も想定されるが、20 世紀最後の通常国会になるので、戦後処理問題の解決に向けた取り組みが期待される。先の通常国会から継続審議になっている国立国会図書館法改正案の審議、民主党が提案を準備している「戦時性的強制被害者問題解決促進法案」の上程などが当面の焦点。「慰安婦」問題立法解決を求める会、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会、韓国・朝鮮人「BC 級戦犯者」の補償立法をすすめる会などが活発なロビーを行う予定。

■【訃報】韓国ナヌムの家のキム・オクチュ・ハルモニ逝く

ナヌムの家に住んでいた韓国の元「慰安婦」キム・オクチュさんが 16 日早朝ソウル中央病院で肝臓ガンのため亡くなった。享年 77 歳。告別式が 17 日行われた。

■懇談会の案内■シベリア抑留者補償運動について聞く

1 月 21 日(金) 18:30、星陵会館 C 会議室(永田町)、全国抑留者補償協議会神林共弥会長らにシベリア裁判や立法運動、今後の取り組みなどについて聞く。会場費=500 円、主催=戦後補償ネットワーク T03-3237-0217, F03-3237-0287

■<案内> 在韓被爆者問題市民会議 1 月例会

1 月 28 日(金) 18:30、東京芸術劇場 6 F 小会議室 5、報告=「韓国のヒロシマー・陝川の被爆者」鈴木賢士、会場費=500 円、連絡先=同市民会議 T/F03-3701-5916(中島)

【発表!】読者と編集部が選んだ戦後補償 99 年 10 大ニュース

- ①米カリフォルニア州、戦時強制労働被害者の時効を延長。米国で日本企業相手の提訴あいつぐ(274,275,277,279,280,281,282号)
- ②米カリフォルニア州議会で対日謝罪・補償要求決議採択、フィリピン下院人権小委員会も元「慰安婦」への補償法制定求める決議採択(256,277号)
- ③韓国人強制労働生存者へ初めて和解金支払い。金景錫さん日本鋼管と和解(262号)
- ④ドイツ政府・企業、ユダヤ人ホロコースト被害者と補償基金設立で合意(250,252,253,255,256,261,267,280,281,282号)
- ⑤国連人権小委、個人請求権確認の決議採択(277号)
- ⑥大阪高裁、姜富中さん行政訴訟で違憲の疑いが濃いとの判決。鄭商根さんにも「立法で配慮を」との判決。立法促され議員立法の動き(279,282,283号)
- ⑦最高裁、韓国・朝鮮人 BC 級戦犯補償請求訴訟上告棄却。香港軍票、南京・731・無差別爆撃訴訟、宋神道さん訴訟、金成壽さん行政訴訟など地裁・高裁でもあいつぐ請求棄却(260,269,278,280,281,283号)
- ⑧姜富中さん行政訴訟、花岡事件で大阪高裁、東京高裁が和解勧告(266,279号)
- ⑨参院決算委で野中官房長官「慰安婦」賠償立法は憲法・条約に抵触せず」と答弁。立法の動きにはずみ(279,282,283号)
- ⑩ILO 専門家委、「慰安婦」・強制連行は 29 号条約違反を確認、日本政府に補償勧告(258号)
(*括弧内は関連記事掲載号)

戦後補償実現！FAX速報 No.286 2000.1.25.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円(切手可) ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店(普通) 071-0151945 同 ■E-mail: cfrtyo@aol.com

◆スイス連邦最高裁、ホロコースト被害で政府に初の賠償命令。法的責任は認めず

1月21日スイス連邦最高裁は、1943年11月にナチスによる迫害を恐れて偽造旅券でフランスからスイス入りをめざし、スイスの国境警備隊に逮捕され、ドイツの治安当局に引き渡されたジョセフ・スプリングさん(73歳、ドイツ生れ、現在オーストラリア在住)がスイス政府に謝罪と10万スイス・フラン(約670万円)の賠償金支払いを求めた裁判で、当時のスイス政府の政策に違法性はなかったとするものの、倫理的な理由から原告の請求どおり全額を支払うようスイス政府に対して命じた。スプリングさんは2人のいとことともにスイス入りをめざしたが、国境警備隊に見つかり、引渡しの際スイス当局はユダヤ人であることを明記した本物の身分証明書までドイツ側に提供した。2人のいとこは収容所に到着した日にガス室で殺された。スプリングさんは98年1月にスイス政府に謝罪と賠償を要求、内閣に相当する連邦会議がこれを拒否したため98年6月に連邦地裁に提訴した。スプリングさんは国境で追い返されれば収容所送りとなることは明白で、当時の移民政策自体が誤りだったと主張、スイス政府の責任を追及した。これに対し政府側は、当時の国内法では国境警備隊の行動は違法とはいえない、スイスはナチス・ドイツと異なり戦争犯罪は犯していないと反論した。スイスの銀行・保険会社のホロコースト被害者への未返還金、ナチスの略奪金塊や美術品の問題以外にスイスがホロコーストに協力した責任が正面から問われた最初の裁判で、最高裁の判断が注目されたが、玉虫色の判決となった。「賠償金の問題ではない。遅ればせながらも正義がほしい」と話していたスプリングさんは判決後、「不満ではあるが、請求額どおりの支払いが認められたことは私の主張が通ったということ」と語った。なお、スイス政府が委託した専門家による国際調査委員会は、昨年12月に「スイスはナチス・ドイツから逃れてきた2万千人のユダヤ人を救ったが、他方2万4千人のユダヤ人の入国を拒否し、国境から送り返した」との報告書を公表し、戻れば危険にさらされることが分かっていたにもかかわらずユダヤ人難民に国境を閉ざした事実を確認している。同種の訴えがスプリングさん以外からも起こされていた。(1/21発売、22毎日・読売・共同、25朝日、12/14朝日)

■スウェーデン首相もナチス協力認め、「中立」との歴史の書き換えへ

スウェーデンのペション首相は19日議会にあてた声明で、第2次大戦中にスウェーデンがナチス・ドイツに協力していたことを初めて認め、「戦争中にスウェーデンで起きたことに道義的、政治的責任を取らねばならない」と述べた。ナチス・ドイツの軍需工場に鉄鉱石を売ったり、ドイツ軍のフィンランド、ノルウェー侵攻の際スウェーデン領内通過を許したなどの事実が最近明らかになってきたのを受けて、「大戦中中立だった」との歴史を書き換える方向に踏み出したもので、再検証の動きが強まるとみられる。(1/22毎日)

◆活発化する対日謝罪・賠償要求に米政府も「賠償問題は決着済み」強調へ

日本企業5社を相手取って謝罪と補償を求めて昨年9月に米ニューメキシコ州で提訴し

ていた元捕虜ら 11 人(本紙 280 号参照)は、12 日ニューメキシコ州の連邦地裁での訴訟を取り下げた。昨年時効が 2010 年末まで延長されたカリフォルニア州で再び訴訟を起こすため、同州での提訴の方が有利と判断したためとみられる。今後カリフォルニア州に提訴が集中する可能性が強まってきた。一方、昨年 8 月にカリフォルニア州議会で採択された対日謝罪・賠償要求決議と同趣旨の決議案が 19 日ネブラスカ州議会上院にも上程された。対応に苦慮する日本政府外務省の強い要請を受けて米国政府国務省側が「賠償問題は平和条約で解決済み」と表明する機会が増えてきた。フォーリー駐日米大使は、17 日質問に答えて「公式に戦争を終結させた平和条約によって日本への請求は禁じられた」と語り、21 日付読売新聞はハッチ上院議員(司法委員長)のオルブライト国務長官あての対日交渉を求める書簡(本紙 282 号参照)に対する回答の中で「1951 年サンフランシスコ平和条約で連合政府とその国民は日本政府と国民に対する損害賠償請求権を放棄しており、戦時中の捕虜らへの補償問題は国内外ですべて決着した」との国務省見解を近く示すと報じた。今後米議会などで論議が活発化するとみられる。(1/19 共同・ワシントンポスト、21 読売)

■最高裁、「南京大虐殺」告発書の著者東史郎さんの上告棄却。事実関係への判断は回避

南京攻略戦に参加した元日本兵東史郎さん(87)の従軍日記『わが南京プラトーン』(青木書店刊)の中で虐殺行為をしたと実名で書かれた元日本兵(84)が名誉毀損で東さんと青木書店を訴えていた訴訟(98 年 12 月 2 審東京高裁判決、本紙 249 号参照)の上告審で、21 日最高裁第 2 小法廷(河合伸一裁判長)は「(東さん側の)上告理由は事実誤認の主張で、憲法違反などの上告の要件を満たさない」として、棄却。50 万円の賠償を命じた東京高裁判決どおり、東さん側の敗訴が確定した。最高裁は違憲などを審査する機関という建前論で事実関係の判断は避けた。(1/21 共同・時事、21 毎日)

■中国政府や市民団体などの反対押し切り「ピースおおさか」で南京大虐殺検証集会開催

23 日大阪府と大阪市が建てた平和博物館「ピースおおさか」で「戦争資料の偏向を正す会」(事務局=高槻市)が主催する「20 世紀最大の嘘『南京大虐殺』の徹底検証」と題する講演会が、中国政府や在日華僑団体、中国人留学生、平和団体や市民グループの反対を押し切って開催され、東中野修道亜細亜大学教授らが南京大虐殺を否定する講演などを行った。23 日会場前では約 150 人が抗議を行い、中国外務省の朱邦造報道局長は「強く非難する」との談話を発表した。また 24 日には中国・南京市で遺族を含む約 500 人が参加して抗議集会が開かれた。これに対し、24 日外務省の川島事務次官は「会場を貸すかどうかは政府が関与できる話ではなく、政府の歴史認識は別の問題。日中共同声明の立場は不変」と強調した。(1/24 朝日、読売、25 毎日・朝日)

■シベリア抑留補償立法など求めて全国抑留者補償協議会が各党に要請

20 日から第 147 通常国会が始まったが、戦後シベリアに長期抑留され、今も未払い賃金を受け取っていない元捕虜で組織する全国抑留者補償協議会(神林共弥会長)は 21 日自民、民主、公明、自由、共産、社民の 6 党に、シベリア抑留問題解決のための早期立法とジュネーブ条約追加議定書の早期批准を求める要請書を提出、各党の代表者、議員らに早期の取り組みを訴えた。神林会長は、「『慰安婦』問題などすべての戦後処理が 20 世紀最後の今国会で解決されるよう要請した。我々以上にひどく扱われた朝鮮出身の抑留者らにまず何らかの償いをしてもらいたい」と述べた。(1/22 朝日・山形新聞)

【裁判情報】1 月 27 日(木) 13:10、東京麻糸・沼津勤労挺身隊訴訟判決、静岡地裁

フィリピンを訪れて

運営審議委員会委員長 和田 春樹

1999年10月、松田部長の業務旅行に同行し、フィリピンでの基金事業の状況を見るように求められましたので、フィリピンを訪問しました。自分の日程上の都合で、一泊二日のせわしない旅となりましたが、おかげさまで、ほぼフィリピン事業の全体の姿を観察することができ、実に有益であったと思います。

10月26日夕方の便で成田を立ち、午後9時20分にマニラに着きました。松田さんはすでに先行しておられ、私は一人でマニラについたのですが、空港には大使館員が出迎えて下さり、そのまま大使館隣のホテルに入りました。

社会福祉開発省とコルテスさん宅訪問

翌日、10月27日、大使館の車で、松田さんとともに、ケソンにある社会福祉開発省を訪問しました。ここが元「慰安婦」に対する医療福祉支援事業のフィリピン側の担当官庁です。ここでヴィルマ・カブレラ事業特別プロジェクト局長に迎えられ、そこにリガヤ・オレガノ社会福祉監督官と会計官の二人がやってきました。全員女性です。松田さんが持参した新規12名分の医療福祉支援事業費の小切手を渡し、会計官から領収書を受け取りました。この領収書のコピーは日本大使館から本省へ送られます。

やや遅れて、若いキャロルさんが来ました。彼女は基金の提供した資金で雇用されたソーシャル・ワーカーの第一号で、ケソン地区の元「慰安婦」の人々を担当しています。大体10人に一人をつけるという考えで、ざっと支給している80人に対して、現在6人を雇用しているとのこと。キャロルさんも明るくて、気持ちのいい人柄とみえました。省内で事業を担当しているリガヤさんは、気さくなおばさんといった方です。私は、基金事業への協力に感謝を述べたあと、なにか問題点、要望事項はないかと尋ねました。彼女は、5年間の医療福祉支援事業の終わったあとを心配している、ソーシャル・ワーカーもついて、安定したシステムができて今の方式が、突然なくなるということは問題を生むと言われました。私はもつともだと思いました。私のノートには、「ライフタイム・アシスタンス」を考えるべきだと書いてありますが、これは彼女の言った言葉か、私のまとめか、定かではありません。

カブレラ次長にうかがうと、この省の大臣も女性だそうで、フロアをみわたしても大多数が女性で、たのもしいかぎりでした。あまいフィリピンのお菓子をごちそうになり、ここを辞しました。

省の前からしばらく車を走らせると、狭い、急な道に入り、小さな家が続く一帯となりました。途中で車をおりて、キャロルさんについて歩いていきましたところ、通りに面した小さな店の窓から年輩の女性が松田さんに挨拶しました。その人が1996年8月14日、ロサ・ヘンソンさんと一緒に基金の事業を受け止めたアナスタシア・コルテスさんでした。家の中に迎え入れられますと、松田さんが「すっかり立て直されたのね。よかったわね」と言いました。土地と家を買取り、改築し、あたらしい部屋もできました。一緒に家族が住めるようになったとのこと。電話もひかれ、大きなテレビとビデオもありました。そのテレビの上には、あの日に首相の手紙と目録をうけとった三人の写真が飾ってありました。76歳のコルテスさんは関節炎で足に痛みがあるとのことでしたが、元気そうにみえました。ロサ・ヘンソンさんはすでにお亡くなりになったのですから、お元気だということはいうれしいことです。

コルテスさんが経験されたのは、実にむごい蛮行でした。補償請求裁判の訴状によれば、20歳の時、フィリピン軍の兵士で、日本軍の捕虜となっていた夫が脱走してきて、密告され、夫ともに日本軍に連行されました。サンチャゴ要塞で夫は殺され、コルテスさんは要塞に留め置かれて、5ヶ月間日本軍の将校と兵士にレイプされ続けたといえます。その後、彼女を助けてくれた警官と再婚し、6人の子どもをもったのは幸いでした。今はその夫も亡くなりましたが、4人のお子さんと一緒に暮らしておられます。長男夫婦に会いました。孫はみなで25人いるそうです。コルテスさんに「なにか要望はありませんか」と尋ねると、今後も現在のようなサービスがつづくことを希望するとのことでした。通りに面した小さな売店をこれから広げていきたいと抱負を語っていました。

コルテスさんの家を出てくると、前の道を女子中学生が通りかかりました。そこは通学路のようでした。コルテスさんが売店の窓から手を振っておられます。

リラ・ピリピーナとの懇談

ソーシャル・ワーカーのキャロルさんと分かれて、スルー・ホテルへ行き、昼食後、リラ・ピリピーナの代表と会いました。この組織の代表であったネリア・サンチョ女史はいまは組織を離れ、ソルさんとリッティさんの二人が来られました。ソルさんは以前病院に勤めておられ、リッティさんは教師をしておられたそうです。一緒に元「慰安婦」のBさんとNさんがこられました。Bさんは基金をずっと拒否しておられた方ですが、99年5月に申請が認定されたのです。しかし、医療福祉支援事業の家の改修費がまだ振り込まれないとのことでした。松田さんから社会福祉開発省に伝えるとの説明がありました。

ソルさんとリッティさんの話から、リラ・ピリピーナへの登録数は当初1993年には169人であったが、1996年には173人になったこと、うち25人がすでに死亡していること、このうち基金を受け取った人の数は58人であるとの説明がありました。リラに登録していなかった人もかなり受け取っているということになります。リラでは月に2回コミュニティ集会を開いており、活動の75パーセントはボランティア活動であるとも聞きました。基金の活動については、レイプの犠牲者が対象から外されていること、すでに聞き取りをして、資料も整っているのに95年の基金発足以前に死亡した元慰安婦が対象外となったことに対して不満があると言われました。

マラヤ・ロラズ訪問

そこからマラヤ・ロラズに向かいました。これはリラ・ピリピーナが基金を受け取ろうとする元「慰安婦」を援助すると決定したことによる不満をもった人々があたらしくつくったという団体です。このたび大使館を通じて訪問してほしいという要請があったとのことで、松田さんもはじめて事務所を訪れるとのことでした。そこはASCENT(女性の人権のためのアジア・センター)の事務所でした。これがインダイ・サホール女史の組織で、マラヤ・ロラズはこのセンターのひとつのプログラムということのようです。部屋にはいると、松田さんとアジア教会協議会で一緒に活動した旧知の女性が出迎えました。インダイ女史は留守だと聞いていましたが、和田と松田の訪問に感謝するという内容の彼女のファックスが届いていました。おどろくほど友好的な雰囲気です。そこにマラヤ・ロラズの二人の元「慰安婦」トマサ・サリノグさんとゲルトロード・バリサリサさんがおられました。付き添っていたのは、元はリラにいたスーザンさんです。基金の方針について説明してほしいとの要望があり、説明をしますと、わかった、基金をうけとめるため申請をここでしたいということでした。松田さんが出した申請書にサインがなされ、関連の資料が渡されました。

サリノグさんは、補償請求裁判の訴状によると、13歳の時、日本軍がきて、お父さんは斬り殺され、自分は日本軍駐屯所の近くの建物に連れて行かれ、監禁され、レイプを続けられたということです。バリサリサさんは基金拒否の立場で、マラヤ・ロラズを代表していた方です。実はコルテスさんと親戚です。お二人は、いろいろなお考えがあったのですが、いまは基金を受け取る他ないという立場に立たれたようです。インダイ女史もロラたちがそう考えるなら、それに協力するという実にすっきりした態度を決断されたわけですね。これは実にありがたいことで、松田さんも私もとてもうれしく、事務所を辞しました。

司法省訪問

そこから夕方のラッシュの中、車を進めて、司法省にグチャレス検事を訪問しました。申請書が出ますと、この方が面接をして下さって、認定を出して下さいなのです。大変なお仕事をして下さっている方で、頭が下がります。グチャレス女史が全員の事情を承知しておられるので、フィリピンの慰安婦の現実をもっとよく知っておられるわけですが、フィリピンの慰安婦についての歴史的な材料の提供を望まれました。フィリピンでは、社会福祉開発省、司法省、NGOの協力がうまくいっているのですから、あとは学者研究者との協力をつくる必要があります。

大使訪問と公使との懇談

そこから大使館にとって返して、荒義尚大使を表敬訪問しました。大使は比較的最近着任されたとのことですが、事情はよくわかっておられました。大使館の積極的なお働きに感謝しますと、もっと努力していくとというように言われました。コルテスさんのところを訪問した印象をお話して、非常に態勢がよくできているが故に、5年間がすぎて医療福祉援助が切れることに不安がある、なんらかの工夫をして、わずかでもサービスがつづくような道を考える必要があるのではないかと申し上げました。大使はよくわかるというような態度を示されました。

夜は旭公使にごちそうになりました。公使は以前外政審議室にいて、アジア資料センターの問題を担当したので、このたび国立公文書館に付設されると決定をみたことをとてもうれしく思っていると話されました。問題に真剣に対されていることに強い印象を受けました。

全体の印象

実質的には一日だけの訪問でしたが、松田さんの組織と大使館の援助のおかげで、これ以上ないほどの効率的な仕事ことができました。大使館と基金、フィリピン政府とNGO、4者の協力が非常にうまくいっていて、被害者の人々の理解がますます強くなっているということはとてもありがたいことです。ここまでくるには、フィリピンを担当しておられる松田部長、フィリピン・チームの有馬理事と林運営審議委員会委員のご努力が大変なものだったと思います。このフィリピンのケースを基金活動の最良の成果として、もっと日本の国内で知らせていくことが望まれます。フィリピンの慰安婦とされた方々は父を殺され、夫も殺されて、自分は暴力的に連れて行かれて、レイプされるというような、実むごい仕打ちを受けた方が少なくないのです。そのような方々が基金をうけいれてくださるということの意味を深く考えたいと思います。私はフィリピンで希望をえて帰ってきました。

2000年1月29日